○厚生労働省告示第百十八号

定 性 五. 号) す \mathcal{O} 医 る 確 薬 保等 第二十三条 医 品 療 機 に 医 器 関 療 はする法律 機 平 器 の二の二十三第 等 成 + 律 \mathcal{O} 七 묘 第二十三条の二の二十三第 年 質 厚 生 有 一労働 効 性 項 省告 及び \mathcal{O} 規 安全性 定 示 第百十二号) に 基 づ \mathcal{O} 確 き、 項 保等に関する法 \mathcal{O} 医 の 一 規 薬 定 品 部 に を よ 医 次 り 療 律 厚 \mathcal{O} 機 器等 よう 生 昭昭 労 働 に \mathcal{O} 和三十五 改 大 品 臣 正 質、 す が 年 る。 基 有 準 効 法 を定 性 律 及 第 め び 百 安 兀 指 全 +

平成二十八年三月三十日

別

表

第一に次のように

加える。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

							九
						測定器	1 自己検査用グルコース
4 ヘマトクリット値の	3 システムの精確さ	2 日間再現性	1 日内再現性	評価すること。	局長が定める基準により	生労働省医薬・生活衛生	次の評価項目について厚
					ک	グルコースを測定するこ	自己検査による血液中の

上に表示すること。			
からの情報をコンソール	2 角度計測の測定精度		
するために、位置検出器	1 距離計測の測定精度		
おいて、位置情報を把握	評価すること。		
手術その他の外科手術に	局長が定める基準により		
経外科手術及び整形外科	生労働省医薬・生活衛生	ゲーションユニット	
脳神経外科手術又は脳神	次の評価項目について厚	1 脳神経外科手術用ナビ	+
	評価		

 $T \bigcirc \uparrow \bigcirc$ 別 同表八百六十の項中「T〇六〇一―一」を「T八〇六〇一―二―六一」に、同表八百七十の項中「 表第三の四十三の項中「T〇六〇一―一」を「T八〇六〇一―二―六一」 ―一」を「T七三二〇」に、同表六百十の項中「T〇六〇一―一」を「T七三一二」に に、 同表五十三の項中